

未 定 稿

平成 27 年 11 月 12 日開催・第 3 回審議会資料

第 2 回審議会でもいただいた意見をもとに修正したものです。

主に、第 1 章から第 7 章の修正箇所と指標をご覧ください。

なお、資料編については基本構想の内容を転記しているため審議会では説明のみとさせていただきますので、事前に確認いただく必要はございません。全体構成がわかるよう参考に添付しています。

第 5 次芦屋町総合振興計画

後期基本計画（素案）

平成 28 年●月



芦屋町

はじめに

「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」をめざして

町長あいさつ文掲載

[illegible]

芦屋町長 波多野 茂丸

— 目 次 —

序章 後期基本計画について

第1節 後期基本計画策定の趣旨	1
第2節 後期基本計画策定の策定にあたって	2
第3節 後期基本計画の体系図	3
第4節 後期基本計画のまとめかた	5

第1章 住民とともに進めるまちづくり

第1節 地域づくり	6
-----------	---

第2章 安全で安心して暮らせるまち

第1節 安全・安心	9
-----------	---

第3章 子どもがのびのびと育つまち

第1節 子育て支援	12
第2節 幼児教育・学校教育	14

第4章 いきいきと暮らせる笑顔のまち

第1節 社会福祉	17
第2節 健康づくり	20
第3節 医療	22

第5章 活力ある産業を育むまち

第1節 農業	24
第2節 水産業	26
第3節 商工業	28
第4節 観光	30

第6章 環境にやさしく、快適なまち

第1節 生活環境	34
第2節 公園・緑地	37
第3節 土地利用・住宅	39
第4節 道路・交通	42
第5節 上水道・下水道	44

第7章 心豊かな人が育つまち

第1節 生涯学習	46
第2節 人権	49
第3節 歴史・文化	51
第4節 国際交流	54
計画の実現にむけて	56

資 料 編

1 第5次芦屋町総合振興計画基本構想の概要	59
2 第5次芦屋町総合振興計画・後期基本計画策定経過	65
3 芦屋町総合振興計画審議会条例	68
4 芦屋町総合振興計画審議会委員	70



序章 後期基本計画について

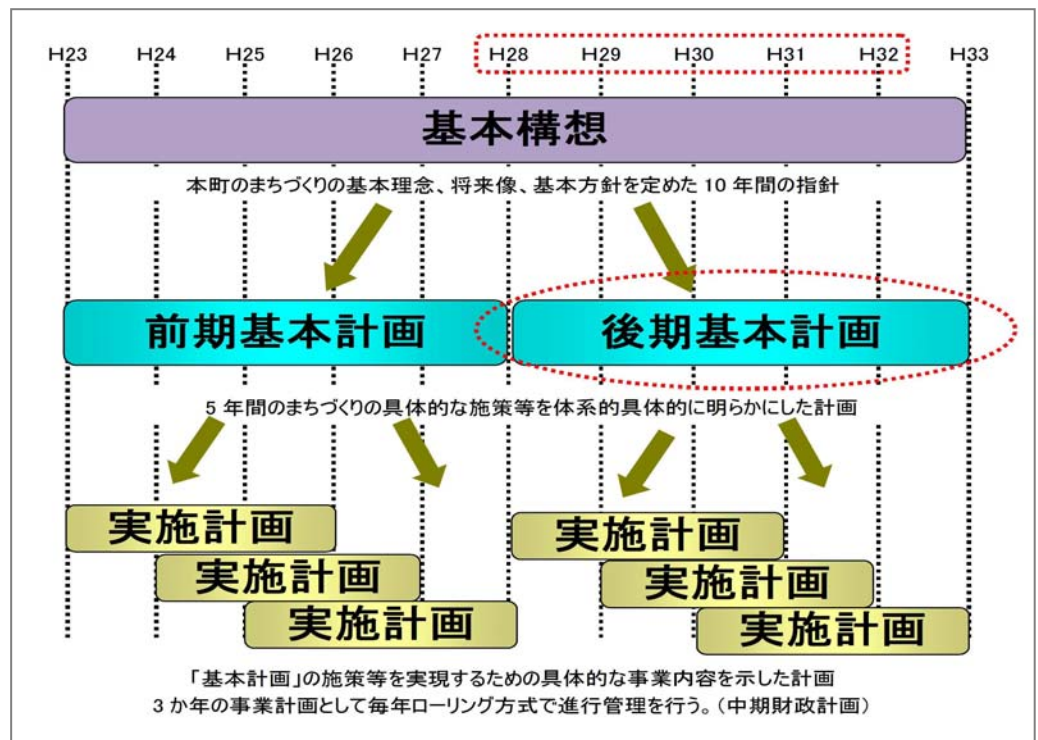
第1節 後期基本計画策定の趣旨

本町では、平成23年3月に、町政において最も上位に位置づけられる総合的な計画として、「第5次芦屋町総合振興計画」を策定しました。

本総合計画の基本構想において「**魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや**」を町の将来像として掲げました。そのうえで、この将来像を実現するために、平成23年度から5か年を計画期間とする前期基本計画を策定し、さまざまな施策を展開してきました。

この前期基本計画が平成27年度をもって終了することから、前期基本計画策定時からの社会経済環境の変化や各施策の進捗状況を踏まえ、平成28年度から32年度までの5年間の後期基本計画を策定します。

この後期基本計画に基づき、将来像の実現にむけ、計画的に取り組みを推進していきます。



◆基本構想

10年後の町の将来像や、将来像を実現するために町が行う取り組み目標やそれを実現するために行う取り組みを、分野ごとに定めたものです。10年間の基本的な方針を示したものです。

◆基本計画

基本構想を実現するために、それぞれの分野ごとに行う主な取り組みを定めたものです。それぞれ達成目標を定め、社会情勢の変化に対応できるように、5年単位として、前期と後期で構成されています。

◆実施計画

基本計画に定めた取り組みを実現するための、より具体的な事業を示すものです。予算や達成目標を細かく定め、計画的に事業を行うためにつくる行政内部の計画です。期間は3年間とし毎年見直しを行っています。

第2節 後期基本計画の策定にあたって

後期基本計画は、以下の諸方針にしたがって、策定を行いました。そして、これらの策定方針を実現するために、策定期間中に様々な取り組みを行いました。

後期基本計画策定方針

- ◆住民のみなさんとの協働による計画づくりをめざすため、しませできるだけ多くの方に関わっていただき、多くの意見を反映できるものとする。
- ◆これまでの5年間の取り組みを評価し、現状と課題をしっかりと見直す。
- ◆課題解決のため、今後の5年間でやるべきこと、やらなければいけないことを定め、「実行する計画」とする。
- ◆「地方創生」をめざし、芦屋町の魅力を伸ばす取り組みを反映する。



後期基本計画策定方針実現のための取り組み

- 若年層職員による人口対策の検討
- 住民意識調査(コミュニティ活動状況調査)
- 職員意識調査(職員アンケート)
- 中学生アンケート
- 職員プロジェクト
- 住民ワークショップ
- 関係団体との意見交換
- 審議会(各種団体の代表等)
- パブリックコメント

後期基本計画の体系

まちの将来像を実現するため、7つの基本目標を掲げ

－将来像－

魅力を活かし
みんなであつくる
元気なあしや

基本目標（章）	施策（節）	主要施策
第1章 住民とともに 進めるまちづくり	1 地域づくり	(1) 住民との協働
第2章 安全で安心して 暮らせるまちづくり	1 安全・安心	(1) 防災対策の充実
第3章 子どもがのびのびと 育つまち	1 子育て支援 2 幼児教育・学校教育	(1) 子育て支援の充実 (1) 学力の向上
第4章 いきいきと暮らせる 笑顔のまち	1 社会福祉 2 健康づくり 3 医療	(1) 高齢者福祉の充実 (1) 健康づくりの推進 (1) 地域医療の充実
第5章 活力ある産業を 育つまち	1 農業 2 水産業 3 商工業 4 観光	(1) 担い手の育成支援 (1) 漁業経営の安定化 (1) 商工業の振興 (1) 観光資源の整備と活
第6章 環境にやさしく、 快適なまち	1 生活環境 2 公園・緑地 3 土地利用・住宅 4 道路・交通 5 上水道・下水道	(1) 環境の保全と美化 (1) 身近な公園の充実 (1) 地域特性を活かした (1) 道路の整備促進 (1) 公共下水道の整備充
第7章 心豊かな人が 育つまち	1 生涯学習 2 人権 3 歴史・文化 4 国際交流	(1) 社会教育の推進 (1) 人権の尊重 (1) 文化財の保護と活用 (1) 国際交流の推進

計画の実現に向けて

- 健全で持続可能な行財政運営を行います
- 柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします
- 競艇事業の売上
- 広域連携を進め

施策の展開を図ります。



第4節 後期基本計画のまとめ方

後期基本計画では、政策分野別・基本施策別の「現状と課題」、「基本方向」、「主要施策」、「主要施策を達成させるための数値目標」を明確にしています。特に、主要施策毎に主要な数値目標を定め、目標達成のためにPDCAサイクルの確立に取り組んでいきます。

それぞれの考え方は次のとおりです。

現状と課題

基本構想で定めた「基本目標」について、本町の特徴や現在の状況を分析するとともに、前期基本計画の達成状況を評価し、その課題を解決する手段や方法について示します。

基本方向

上記の現況と課題を認識し、後期基本計画期間内の基本的な取組方針を示します。

主要施策

基本方向に基づく主な取組みについて、その内容を具体的に示します。

主要施策を達成させるための数値目標

具体的な施策での取組みの達成度合いを「目標指標」として設定し、平成32年度の目標値を示しています。

第1章 住民とともに進めるまちづくり

第1節 地域づくり

現状と課題

- 平成 27 年に実施された住民意識調査によると、「町の計画や取り組み」についての関心度については、「関心を持っている」が 24.8%、「どちらかといえば持っている」が 42.2%で、合計 67.0%が『持っている』と回答しています。また、住民の意見をもっと反映するために力を入れるべきこととしては、「町の計画づくりの際に、住民の意見を聞く機会を増やす」が 50.2%と最も多く、次いで「町と住民の情報の共有を積極的に進める」が 37.0%で続いています。さらに住民の意見を集めるために力を入れるべきこととしては、「町職員が日常的に町に出て住民の声を聞く機会を増やす」(36.3%)、「アンケート調査を定期的に行う」(34.7%)が多くあげられています。
- 芦屋町のまちづくりを推進するにあたっては、住民と行政とが、お互いの役割を分担しながら連携・協力して行っていくこと、さらには住民一人ひとりが地域の問題・課題に関心を持ち、主体的にまちづくりに参加していくことが重要です。
- ~~● 平成 20 年 4 月に施行した「住民参画まちづくり条例」による協働のまちづくりを積極的に推進するために設置した「住民参画推進会議」を中心にとりまとめた「情報共有ガイドブック」は、協働のまちづくりを推進するための重要なツールです。今後も積極的な情報の共有とともに、協働のまちづくりのための取り組みが必要となっています。~~
- 平成 20 年 4 月に施行した「芦屋町住民参画まちづくり条例」では、町の責務や住民が参画するための方法など基本的な事項を定め、これらを具体的に推進していくために「住民参画推進会議」を設置しています。平成 27 年度には、協働のまちづくりを推進するために重要な情報の共有からはじめようと、住民参画推進会議が中心となりとりまとめた、情報共有ガイドブック「あなたとまちをつなぐ本」を発行しました。今後は、より積極的な情報共有を推進するとともに、町と住民の行動計画をまとめていくことが必要です。
- 地域コミュニティの核とする自治区についてはこれまで加入促進に努めてきましたが、高齢化による自然減の影響もあり、加入率は低下傾向にあります。しかし近年は区長会による取り組みの成果もあり下げ止まりの傾向もみられ、平成 27 年 4 月 1 日現在の自治区加入率は 61.7%となっています。
- 協働のまちづくりの推進のためには、更なる町職員の意識改革が必要です。行政と地域の連携を図るために平成 26 年度に「自治区担当職員制度」を設けました。

自治区毎のビジョンづくりを行うステップ4まで段階的に取り組むため、職員と自治区の方々が顔見知りになる目的のステップ1を26年度から2年間実施してきましたが、未実施の自治区もあるため今後は活動を全町的に推進していく必要があります。

- 協働のまちづくりの積極的な展開を図っていくため「自治区活性化促進会議」を設置し、行政と住民とが連携したまちづくりの推進に向けた取り組みを行なっています。また、各自治区では自治区活性化交付金を活用した事業を通して地域コミュニティの醸成に努めています。
- 平成22年3月にボランティア活動センターを設置しました。センター利用は着実に増加し、また新規団体の設立についても増加傾向にあります。ボランティアを求める人とやりたい人を結びつけるコーディネート機能はまだ十分とはいえません。また、ボランティア育成の取り組みは一部にとどまっています。今後は、ボランティアを始めるきっかけづくりのための取り組みや、ボランティア活動のリーダーとなる人材の発掘・育成、社会福祉協議会・町各課との連携をより図っていくことが求められます。

基本方向

情報の積極的な公表と町職員の意識改革に努め、ボランティア活動の支援などを通じ、あらゆる分野で協働のまちづくりを進めるとともに、暮らしやすい地域をつくるために「自治区担当職員制度」をさらに推進し、自治区の活性化を進めます。

主要施策

(1) 住民との協働

- 1 ~~住民と行政が、ともに協力しながらまちづくりに取り組むために、行政情報を積極的に公表し、情報の共有を進めます。~~
町と住民による協働のまちづくりを推進するため、情報の共有を積極的に推進するとともに、町と住民の行動計画策定を進めます。
- 2 住民参画まちづくり条例の推進を図るため、町職員の意識改革に努め、あらゆる分野で住民の参画を促進します。

(2) 地域コミュニティの推進

- 1 自治区の活性化や加入率の向上のため、自治区活性化促進会議を活用した地域リーダーの育成や自治区活動の支援に取り組みます。
- 2 暮らしやすい地域づくりの実現や地域の課題を解決するため、出前町長室や出前講座などによる自治区と意見交換を進めます。
- 3 すべての町職員が地域の活動に参加し、住民による自主的な地域づくりのサポートを行なう自治区担当職員制度を推進します。

(3) ボランティア活動などの支援

- 1 ボランティア活動センターを中心に、まちづくりを支える人材の発掘や育成を行います。
- 2 社会福祉協議会等と連携し、ボランティア団体やボランティアが効果的に活動できるよう情報提供やコーディネートなどの支援を行います。
- 3 婦人会や老人クラブなど地域における各種団体への活動支援を行います。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	〔住民意識調査〕 協働のまちづくり・情報共有に関する 満足度の構成比	平成 26 年度	46.5%	52.0%
2	自治区担当職員制度による自治区 ビジョン策定区数	平成 26 年度	0 区	10 区
	自治区加入率	平成 26 年度	61.7%	64.0%
3	ボランティア登録団体数	平成 26 年度	52 団体	55 団体
	ボランティア登録人数	平成 26 年度	31 人	40 人

第2章 安全で安心して暮らせるまち

第1節 安全・安心

現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」をみると、「地震や風水害などの防災対策」「犯罪などの防犯対策」「交通安全の推進」は重要度が高く、満足度が低い、いわゆる「重点化・見直し領域」に位置づけられています。「火事などの消防対策」は重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。
- 同じく住民意識調査によると、自治区において今後必要と思われる活動としては、「防災に関する活動や取り組み」が 58.7%で最も多く、次いで「防犯に関する活動や取り組み」（53.3%）、「子どもを地域で守り育てる取り組み」（52.3%）が並んでいます。
- 防災対策については、あらかじめ被害の発生を想定したうえで、その被害を低減させていこうとする「減災」という考え方が重要です。
- 地域のきめ細かな防災体制づくりとして自治区を軸とした「自主防災組織」の設置を進め、現在 25 区が組織化されていますが、**全ての自治区に設置していくことやそれぞれの地域特性に応じた組織の体制強化・内容充実が課題となっています。**
また、防災マップ、ハザードマップ等は従来から全戸配布していますが、地域の実態に即した防災訓練の実施など災害発生時に活用できるような取り組みが必要です。
- 消防については、消防団員の入れ代わりがあるため、定数確保と訓練などによる資質向上が課題となっています。
- 防犯対策として、芦屋町自治防犯組合と折尾警察署が協働で夜間パトロールを実施しています。また青色回転灯装備車（青パト）により毎週、小学校の登下校時間帯にパトロールを実施しています。
- 防犯街灯については、地域要望による新設とともに、灯具取替・移設による整備に併せてLED化を進めていますが、設置本数の不足が指摘されており、今後は計画的な整備が必要となっています。また、犯罪の抑止効果を図るため防犯カメラの設置を推進しています。
- 空家対策として、「老朽危険家屋等解体補助金」などを活用し、所有者に対して除却等を含めた適正管理を促しています。平成 27 年度には福岡県内初となる「芦屋町空家等対策計画」を策

定し、今後は空家状況の把握や空家活用の取り組みが必要となっています。

- 消費者相談は、年々増加傾向にあるとともに複雑化しています。しかし専属の相談員配置は遅れているため、早急な対応が必要となっています。
- 交通事故件数は郡内と比べ少なく減少傾向にありますが、交通安全対策は重要度が高い取り組みのため、今後とも交通安全の啓発活動や、~~交通安全施設の整備・充実に取り組んでいくことが必要です。~~取り組んでいくとともに、通学路の安全対策も必要です。

基本方向

災害などから住民の生命や財産を守るため、防災組織の拡充や消防力の向上を進めていくとともに、犯罪や悪徳商法などの被害防止、交通安全に対する啓発などを進め、安全で安心して暮らせる取り組みを進めます。

主要施策

（１）防災対策の充実

- 1 「芦屋町地域防災計画」について、定期的に見直しを行ないます。
- 2 災害など、地域住民で助け合う自主防災組織の充実・強化を図り、計画的に防災訓練を実施します。
- 3 災害発生時の対策として、防災資機材等の整備を推進します。
- 4 急傾斜地、河川、海岸などの危険個所を把握し、関係機関と連携しながら安全対策を進めていくとともに、山鹿地区の雨水排水対策をはじめ町内全域における冠水対策を進めます。
- 5 「防災の日」や「全国火災予防運動」などの機会の利用、ハザードマップの周知などを通じて、住民の意識啓発や防災知識の普及を図ります。
- 6 芦屋基地と連携した防災活動について協議を進めていきます。

（２）消防の充実

- 1 消防力向上のため、消防団員の確保に努めます。また後方支援の役割を担う女性防火・防災クラブの充実を図ります。
- 2 県消防学校への入校や訓練内容の充実により消防団員の資質向上を図ります。
- 3 消防設備・備品の充足・整備を図ります。

(3) 防犯対策

- 1 広報や町ホームページを通じた啓発活動により、住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
- 2 防犯パトロールや、登下校時の青色回転灯整備車（青パト）によるパトロールの強化など自治防犯組合など各種団体との連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。
- 3 防犯街灯の拡充やＬＥＤ化を計画的に推進するとともに、防犯カメラの設置など防犯環境の整備を推進します。
- 4 「芦屋町空家等対策計画」に基づき、空家の現況把握や空家バンク制度の確立など空家の除却や有効活用を含む適正管理に努めていきます。
- 5 消費者保護の推進を図るため、情報提供や啓発~~とともに~~、出前講座の活用等による消費者教室の実施などを進め~~ます。~~~~るとともに、~~（被害の多い高齢者のため、）地域や福祉ボランティアなどとの連携により、きめ細やかな支援を推進します。
- 6 専属の消費者相談員の配置や、広域連携により相談がしやすい環境整備に努めます。

(4) 交通安全対策

- 1 警察や交通安全協会と連携し、交通安全キャンペーンの実施や広報活動などによる啓発に取り組めます。
- 2 ガードレールや反射鏡などの交通安全施設の整備充実を図ります。
- 3 学校、地域での交通安全教室・講習会の開催や交通安全指導の充実を図ります。
- 4 通学路における児童・生徒の安全対策を図ります。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	防災訓練の実施回数	26 年度	4 回	30 回
	自主防災組織の形成件数	26 年度	25 団体	30 組織
2	消防団員数	26 年度	85 人	88 人
3	町内での犯罪発生件数	26 年度	11 件	0 件
4	町内での交通事故（人身事故）発生件数	26 年度	39 件	39 件

第3章 子どもがのびのびと育つまち

第1節 子育て支援

現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」をみると、「児童福祉、子育て支援の充実」は重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。
- 芦屋町では、一人ひとりの子どもが健やかに成長していく社会を目指して、平成27年3月に「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後は、これに基づいて**子育て世帯が定着できるよう**子ども・子育て支援施策の推進・充実を図っていきます。
- 平成22年4月に開設した子育て支援センター「たんぽぽ」では、親子の交流や育児相談の場として遠賀郡内でもトップクラスの利用者を推移しています。平成26年4月からは隣接する緑ヶ丘保育所と一体となった指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウや保育所との連携による多様な子育て支援事業が展開されています。また山鹿地区で実施している「出前たんぽぽ」も好評です。今後は町の各種事業との連携が求められます。
- 安全で快適な保育環境を確保するため、計画的な保育所の改修を進めており、ほぼ完了しています。
- 子育て支援に対するニーズの多様化に伴い、**妊娠期から**様々な相談がワンストップ(*1)でできる体制の整備や、ニーズに対応したサービスの充実を図っていくことが今後必要となっています。
- ひとり親家庭の増加や児童虐待、子育て家庭の孤立などの問題が発生しています。このために安心して相談できる環境づくりに早急に取り組むことが必要です。
- 芦屋町に住んでいる乳幼児・子どもが医療機関で診療を受けた場合、保険適用の診療について、通院は小学6年生まで、入院は中学3年生まで自己負担を助成しています。平成28年10月からは福岡県の制度による対象者の拡大などが行なわれる予定です。

*1 ワンストップサービス

必要な情報や相談、サービスを一箇所で完結できるようにまとめた行政サービスのことです。ここでいうワンストップサービスは、妊娠期から子育てにおける様々な相談を一箇所でできる仕組みをつくらうというものです。

基本方向

子育て支援センターを拠点とした子育て家庭への支援や、ワンストップで相談できる体制の整備など、働きながら子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

主要施策

(1) 子育て支援の充実

- 1 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援施策の推進・充実を図ります。
- 2 子育てに関する相談業務のワンストップ化を推進し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的な相談支援を行ないます。
- 3 子育て支援センター「たんぽぽ」を拠点として、各種事業との連携や効果的な情報発信、子育てをしている家庭への支援を充実させ、安心して子育てができる環境をつくれます。
- 4 保育所における延長・一時保育や放課後児童クラブなどについて、利用者ニーズに対応した充実に努めます。
- 5 乳幼児子ども医療制度については、子育ての経済的負担を軽減するため、県制度の見直しにあわせ、町制度の対象者の拡大について検討を行ないます。
- 6 子育て世帯への支援のため、「出産祝金」制度を推進します。
- 7 子育て世帯への経済的負担を軽減するため、子育て世帯に対する「民間賃貸住宅家賃補助制度」や、小・中・高校生等への「バス通学等補助制度」を推進します。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	子育て支援センター利用者数	26 年度	9,000 人	9,500 人
	出生率	24 年度	1.67	1.73
	〔住民満足度調査〕 「子育て支援」に関する満足度の構成率	26 年度	62.8%	70.9%

第2節 幼児教育・学校教育

現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」をみると、「学校教育と就学前の教育の充実」は重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。
- 同じく住民意識調査によると、町の小中学生等に対する教育を向上するために力を入れるべきこととしては、「学校において、心の教育(道徳や生き方の指導)の充実を進める」が67.4%と最も多く、次いで「家庭において、基本的な生活習慣(早寝、早起き、朝ごはん等)の定着を進める」が56.6%となっています。
- 将来を担う子どもたちが、たくましく、健やかに成長することができるよう、今後とも幼児期からの充実した教育環境の整備が求められます。
- 芦屋町の学校教育における学力の向上については、小学4年生までの35人学級や少人数学級、ジョイントカリキュラムによる小中連携、中学校のイブニングスタディなど~~教育力ナンバールン~~教育力向上の取り組みを推進しています。また、豊かな心の育成を図るため、学校・家庭・地域が連携して取り組む「さわやかプロジェクト」を実施していますが、PDCAサイクルによる事業の充実や質の向上を図っていく必要があります。
- スクールカウンセラーや心の教室相談員、不登校対策指導員の配置などにより、不登校児童生徒の減少など成果が出ています。
- 「脱・ケータイ、メディア宣言」をきっかけとしたノーメディアの取り組みなどを推進していますが、その理解度や周知は十分とはいえません。一方、情報通信技術(ICT)は様々な分野でプラスの効果をもたらしているのは事実です。今後はタブレットなどの整備等やICT指導員の配置によるICT教育の充実が必要となっています。
- 芦屋町の特別支援教育(すくすく発達相談事業、巡回相談事業、幼稚園・保育所(園)・小中学校や教育委員会、行政機関との連携・情報共有による早期発見・早期支援など)については、町外からの入学要望があるなど、全国でもトップクラスの水準であると評価されています。今後とも家庭や地域も含めた町全体で取り組んでいくことが求められます。
- 学校施設については、耐震化や外部改修は完了しましたが、児童生徒が安全に安心して学校生活を過ごせるよう内部の老朽化対策や空調設備の整備といった対策が急務となっています。

基本方向

将来を担う子どもたちが、確かな学力や豊かな心を身に付けることができるよう、幼児期からの一貫した教育を進めるとともに、支援の必要な子どもたちには早期発見・早期対応といった適切な支援を行います。また、教育環境の充実のため、老朽化などに伴う学校施設の計画的な改修や整備を進めます。

主要施策

（１）学力の向上

- 1 小学校４年生までの 35 人学級制や、中学校３年生を対象とした放課後の特別授業（イブニングスタディ）を実施し、きめ細やかな学習指導を行います。
- 2 小中学校９年間にわたり、計画的、継続的な教育指導を展開するため、小中一貫教育を進めます。
- 3 英語教育を充実するため、語学指導を行う外国青年招致事業を推進します。
- 4 児童・生徒の現状を把握するため、学力テストの分析結果に基づき、適切な指導を行います。
- 5 教職員の資質・指導力の向上を図るため、各種研修を実施します。
- 6 タブレットなどを活用したＩＣＴ教育を推進します。

（２）豊かな心・健やかな体の育成

- 1 子どもたちが「夢・希望・志」を持つことができるよう、学校・地域・家庭が連携して「さわやかプロジェクト」に取り組み、豊かな心の育成などに努めます。
- 2 幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校が連携し、規範意識の形成に努めます。
- 3 健康教育、運動の習慣化、食育などの取り組みを進め、児童・生徒の健康な体づくりと基礎的な体力向上に努めます。
- 4 学校・地域・家庭の連携によるノーメディア（「脱・ケータイ、脱・メディア」）の取り組みを推進します。
- 5 不登校対策指導員による児童・生徒へのきめ細やかな支援に努めます。

（３）特別支援教育の推進

- 1 障がいのある幼児、児童・生徒へ適切な指導や必要な支援を行います。
- 2 **幼稚園・保育所（園）**・小中学校及び町の関係各課などが連携して、幼児期から就労までの長期にわたる支援を進めます。

(4) 学校施設・教育環境の充実

- 1 児童・生徒が安全な環境で学べるよう、老朽化などに伴う学校施設の改修や空調設備の整備を計画的に進めます。
- 2 通学時の危険から児童・生徒を守るための取り組みを、自治防犯組合や青少年健全育成町民会議などと連携して行ないます。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	標準学力検査（N R Tテスト）5段階評価における 3・4・5 ランク（平均値以上）の割合	26 年度	75.0%	82.0%
2	〔住民意識調査〕 「教育の充実」に関する満足度の構成比	26 年度	63.0%	64.4%
	不登校児童・生徒の数	26 年度	22 人	15 人
3	〔住民意識調査〕 「特別支援教育」に関する満足度の構成比	26 年度	63.0%	64.4%
4	空調設備の整備率	27 年度	0%	100%
	不審者発生件数	26 年度	11 件	0 件

第4章 いきいきと暮らせる笑顔のまち

第1節 社会福祉

現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」をみると、「高齢者福祉の充実」と「障がい者福祉の充実」は、重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。
- 団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、平成27年度には介護保険制度の大きな改正もあり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の連携、介護保険サービスの充実、認知症施策の充実、高齢者の生活支援のためのサービスの充実・強化や生活支援サービスの担い手の養成、介護予防事業などに取り組む地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- 芦屋町では「芦屋町高齢者福祉計画」に基づき、高齢者等配食サービス事業や緊急通報装置貸与事業、地域包括支援センターを中心とした高齢者の総合相談の実施など、高齢者の生活支援に取り組んでいます。また、介護予防に重点を置いた取り組みを進めており、身近なところで気軽に参加できる自治区体操教室の拡大や、特に平成27年度からは、地域における交流の場づくりとしてサロン事業のモデル事業をはじめました。施設サービスとしては、特別養護老人ホームや認知症などにより在宅生活が難しい人を支えるグループホームなどの整備が着実に進んでいます。
- 高齢者が安心していきいきと暮らしていくためには、高齢者の交流や社会参加の促進が必要です。このため、老人クラブへの活動支援や指定管理者制度による老人憩の家の運営を行っていますが、老人クラブの新規加入者が増えないこと、老人憩の家の施設の老朽化、利用者の減少・固定化が問題となっています。
- 「芦屋町障害福祉計画」に基づき、地域生活支援事業におけるメニューの充実など、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進してきました。今後もニーズに的確に対応し、必要なサービスが必要な方に届くよう取り組んでいく必要があります。また、平成28年4月1日に施行される「障害者差別解消法」への対応も検討していく必要があります。
- 社会保障制度に基づく公的なサービスだけでは対応できないニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支援しあう仕組みを築き上げていくために、平成25年度に「地域福祉計画」を策定し、推進を図っています。「自助」「共助」「公助」の視点で計画を推進してい

くために、住民、自治区、ボランティア団体、民間事業者などの幅広い担い手の参加をいかに図っていくかが課題です。

- 巡回バス事業については、利用者の満足度は高いものの、今後は芦屋中央病院移転建替えに伴い、運行のあり方や路線などの見直しが必要です。

基本方向

~~高齢者や障がいのある人が安心して、いきいきとした生活を送ることができるように支援の充実を図るとともに、関係機関と連携し、ネットワークづくりを進めます。~~

高齢者や障がいのある人が安心して、いきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、一人ひとりが必要とする支援の充実を図るとともに、地域で支えあう「共助」の地域づくりやネットワークづくりを進めます。

主要施策

（１）高齢者福祉の充実

- 1 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムを構築します。
- 2 健康寿命の延伸を目指し、介護予防事業のより一層の充実を図ります。
- 3 介護予防の一環として、身近な地域で交流や相談ができる仕組みづくりとして、自治区単位でのサロン事業を推進します。
- 4 ~~地域での生活や福祉に関する共通課題を明らかにするとともに、解決策を協議していく仕組みづくりを図ります。~~
- 5 高齢者の長寿を祝い、敬老意識の高揚を図ります。
- 6 老朽化の進む老人憩の家のあるあり方を検討し、建て替えを行います。
- 7 巡回バスの運行のあり方や路線などの見直しを行います。

（２）障がい者福祉の充実

- 1 障がいのある人が、その特性に応じて自立した日常生活を営むためのサービスの提供を行います。サービスの提供にあたってはニーズを把握し、必要なサービスを適切に提供できるよう努めます。
- 2 ~~障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現を図るよう、「障害者差別解消法」に基づく啓発等に努めていきます。~~

- 3 障がい児の自立促進と保護者の負担軽減を図るため、児童デイサービス「すてっぷくらぶ」の充実を図ります。
- 4 バリアフリー化など障がいのある人に対応した公共施設の整備を推進します。

(3) 地域福祉の推進

- 1 住民や福祉団体、関係機関などとの連携のもと、地域福祉の推進を図り、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。
- 2 一人ひとりの「できる範囲での助け合い」を広め、「共助」の地域づくりを推進します。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	要介護認定率	26 年度	19.8%	21.5%
2	〔住民意識調査〕 「障がい者福祉」に関する満足度の 構成比	26 年度	61.0%	61.7%
3	〔住民意識調査〕 「高齢者福祉」に関する満足度の構成 比	26 年度	62.9%	65.5%

第2節 健康づくり

現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」をみると、「健康づくり事業の充実」は、重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。
- 近年の急速な高齢化に伴い、食生活や運動習慣等を原因とする生活習慣病が増加しています。生活習慣病の予防には国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査やがんの早期発見にはがん検診の受診がきわめて重要です。また子どもの頃からの生活習慣の確立も含め、一人ひとりの健康に対する意識を高める必要があります。
- 特定健康診査の受診率を高めるため、全戸訪問による受診勧奨、商工会を通じての健診勧奨等を行っていますが、受診率は伸びていません。健康な住民を一人でも多くするためには、受診率の向上は重要な課題となっています。このため、住民に関心を持ってもらえるような健診体制等の充実について検討していく必要があります。
- 早産や低体重児の出生を予防するための妊婦健診や妊娠中・出産後の歯と口の健康を守るための妊産婦歯科健診に取り組んでいます。また、乳児や幼児の健康状態を確認するための乳幼児健診や育児を支援するための育児教室、家庭訪問などを実施していますが、更なる推進が必要です。
- 国民健康保険事業は、平成 30 年度からの制度改革により、福岡県が財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うことになります。一方、町は保険料の賦課・徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、地域との身近な関係を生かして、引き続き、きめ細かい事業を行ないます。

基本方向

住民一人ひとりの健康に対する意識啓発を進めるとともに、各種健診（検診）に対する受診勧奨を図りながら、健やかで心豊かな生涯を送ることができるような健康づくりの推進を目指します。

主要施策

(1) 健康づくりの推進

- 1 健康教室、家庭訪問などを実施して生活習慣を見直す機会を提供し、住民一人ひとりの健康づくりを支援します。
- 2 乳幼児期から高齢期までの各期において、各種の健診（検診）や予防接種などを実施するとともに、啓発や受診勧奨の徹底、健康管理システムを活用した未受診者の状況分析や関係機関との連携などにより受診率の向上を図ります。
- 3 がんの早期発見や生活習慣病の予防のため住民健診を充実するとともに、受診しやすい健診体制の整備を図ります。
- 4 妊婦健診や妊産婦歯科健診、出生児の全戸訪問や出産後の母体の健康管理など、乳幼児と母親の健康増進を推進します。

(2) 国民健康保険事業

- 1 生活習慣病の改善、疾病の予防、早期治療の徹底を図れるよう、健診時や健診後の健康相談や指導の徹底に努めます。
- 2 特定健康診査・特定保健指導などによる医療費の削減に努めます。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	胃がん検診受診率	26 年度	8.6%	12.0%
	乳がん健診受診率	26 年度	17.9%	23.5%
	〔住民意識調査〕 「健康づくり」に関する満足度の 構成率	26 年度	74.6%	85.5%
2	特定健診受診率	26 年度	32.6%	38.0%

第3節 医療

現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」をみると、「地域医療の充実」は、重要度が高く、満足度が低い、いわゆる「重点化、見直し領域」に位置づけられています。
- 急速に進む高齢化や疾病構造の変化などに伴い、住民の医療に対するニーズはさらに多様化、高度化しています。また、一方では、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生、食中毒等による住民の健康や生命の安全を脅かす事態も懸念されています。このようなことから医療体制の更なる充実が求められます。
- 芦屋中央病院については、将来に渡って、健全な経営下で地域住民に対して良質な医療を提供していくことを目的として、平成27年4月1日に地方独立行政法人へ移行しました。
- 今後も地域住民に対して安全で安心な医療を提供していくため、芦屋中央病院を核として、関係機関と連携した地域医療体制の充実を図っていくことが求められます。

基本方向

芦屋中央病院は地域医療の核としての役割や住民のための病院として健全な運営と医療体制の充実を図っていきます。また、移転建替え後の新病院については地域包括ケアシステムの中核となる機能を有するとともに、地域に根ざした病院として運営していきます。

主要施策

(1) 地域医療の充実

- 1 芦屋中央病院を核として 関係機関との連携を図り、地域医療体制の充実を図ります。
- 2 地域住民に安全で安心な医療を提供するため、老朽化の進む芦屋中央病院の移転建替えを促進し、~~跡地利用についても検討し~~ます。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	〔住民意識調査〕 「地域医療の充実」に関する満足度の構成率	26 年度	36.2%	60.7%

第5章 活力ある産業を育むまち

第1節 農業

現状と課題

- 我が国の農業は、農業従事者の高齢化、耕作放棄の拡大、海外からの農作物の輸入増加等の問題を抱え、経営は厳しい状況におかれています。これらの状況は芦屋町においても同様です。
- 芦屋町では水稻、青ねぎ、キャベツ、ほうれんそう、赤しそなどが生産され直売所への出荷や学校給食への供給など、地産地消が進んでいます。また、田屋ねぎ（かおりっこ）、赤しそ（芳香しそ）はブランド化されていますが、生産農家が少ないなど課題もあります。
今後とも地産地消の拡大や生産しやすい農作物、珍しい農作物などでのブランド化によって農業経営の安定化を図る取り組みが求められます。
- 農業の担い手の育成支援として、青年就農給付金や機械導入などの支援を行なっていますが、認定農業者数の維持は困難な状況にあります。
今後とも新規就農者への支援などにより、担い手の確保を図っていく必要があります。
- 耕作放棄地及び遊休農地についての有効活用は課題となっています。ひとつの手法として市民農園の開設の検討を行ってききましたが、実現には至っていません。今後は農地所有者への意向調査などを実施し、農地の有効利用活用を図っていく取り組みが必要です。
農地集積の取り組みにあたっては、新しく創設された農地中間管理機構を活用して農地の集約化を図りながら、芦屋町の実状を踏まえて対応していきます。
- 農業基盤整備として狩尾池改修事業を実施しました。農業基盤整備には多大な経費が伴うことから国・県の補助事業の活用を図りながら計画的に進める必要があります。なお、国、県の補助事業の対象とならない用水路、農道などの整備については町単独事業で実施していきます。
- 環境保全型農業の推進を図るため、レンゲ・菜の花の種子助成を行っています。今後も作付拡大ができるよう推進していきます。
- 農業に対して理解を深めてもらう活動として、町内への小学生の稲作体験（田植、稲刈り、餅つき）をJA青年部が実施しています。

基本方向

農業経営の安定化や担い手の育成のため、地産地消への取り組みをはじめ、農地の集約化や有効利用などを図ります。また、農道や農業用水路などの整備を計画的に進めます。

主要施策

(1) 担い手の育成支援

- 1 地産地消の拡大やブランド化、機械導入などを支援し、農業経営の安定化や農業の担い手の育成を図ります。
- 2 農業後継者や新規就農者をはじめ、中心経営体への土地利用集積の推進を図ります。

(2) 農地の有効利用と農業基盤整備

- 1 農業用水路、ため池などを計画的に整備します。
- 2 耕作放棄地及び遊休農地の有効活用を図るため、市民農園の整備などといった有効活用の方法について検討を行います。
- 3 農地と周辺景観の環境に配慮した美しい農村づくりを促進します。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	認定農業者数	26 年度	15 人	17 人
2	耕作放棄地面積	26 年度	103 a	76 a

第2節 水産業

現状と課題

- 芦屋町の漁業者は後継者不足、燃油の高騰などを背景とした経営悪化などの問題を抱え、厳しい状況にあります。
- 芦屋町の漁業基地は芦屋港及び柏原漁港の2つがあり、双方とも小型漁船による沿岸漁業が主で、沖ノ島・白島付近を主な漁場としています。漁業協同組合では水産物を獲るだけでなく、育てる漁業も促進しており、カサゴの稚魚放流、アワビ、アカウニ、サザエの種苗放流などを行っています。
- 平成13年度に開設された柏原活漁センター「海の駅」は、近隣市町村において同様の施設が開業されたことにより、売上げが減少していましたが、最近営業努力もあり客数も増えています。ただし、設備の老朽化が著しく対応が必要となっています。今後とも、漁業経営の安定化や地産地消のためにも充実を図っていくことが必要です。

漁業経営の所得向上を目指して、付加価値を付けた加工品として、^{さわら}鯖を素材とした商品開発や販路拡大の取り組みを行っています。今後ともこのような取り組みや、集客を図るためのソフト事業への取り組みが必要です。
- 漁港基盤の整備として、柏原漁港の漁業施設の中波止場への集約化を実施しました。また平成27年度に柏原漁港環境整備事業として漁港エリアと観光エリアを区分する工事が完了します。
- 漁港基盤整備には多大な経費がかかることから、既存施設の長命化及びライフサイクルコストの縮減化を図る方向で計画的に進めていくことが必要です。

基本方向

漁業経営の安定化のため、地産地消の取り組みや漁場整備を進めるとともに、活力ある漁業を推進するため、漁港基盤などの整備を計画的に進めます。

主要施策

(1) 漁業経営の安定化

- 1 漁業経営の安定化や地産地消の推進のため、新たな商品開発や販路拡大などの取り組みを推進します。
- 2 漁業協同組合と協議しながら活魚センター「海の駅」の改修を支援します。
- 3 優良な魚場確保のため、魚場の調査及び整備を行い、稚魚放流、アワビやアカウニなどの種苗放流など、育てる漁業を支援します。

(2) 漁港基盤の整備

- 1 漁港基盤の整備については、「水産物供給基盤機能保全事業計画（機能保全計画）」に基づいて、計画的に進めます。
- 2 柏原漁港西方の荒波対策について関係機関と協議をしながら検討を進めます。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	磯漁などの 1 人あたり漁獲量	26 年度	367 kg	400 kg
2	機能保全計画の進捗率	26 年度	0 %	100 %

第3節 商工業

現状と課題

- 商工業は地域経済の担い手であるだけでなく、住民の生活利便の機能や地域コミュニティの核としての役割を果たし、地域の発展には欠かせません。
芦屋町では消費需要の低下による売上げ不振や後継者不足など商工業の経営は厳しい状況にあります。
- 中心市街地の活性化や住民の生活利便性の向上を図るため、船頭町駐車場活用事業によるスーパーの誘致を行いました。
- 芦屋町では商工会などと連携して、商業者への支援や地域振興券の発行、さらには企業誘致などにより商工業の振興に取り組んでいます。特に平成 26 年度からスタートした「創業等促進支援事業補助金」、「空き店舗活用事業補助金」は他町でも少ない芦屋町独自の取り組みとして評価できますが、活用の促進のための啓発や環境整備といった取り組みが十分とはいえません。
- 起業・創業促進においては、官民一体となったワンストップの創業支援体制を整備するため、平成 26 年度に遠賀郡内 4 町と各商工会、金融機関とともに「おんが創業支援協議会」を設置しました。この協議会を有効に活用していくことが求められています。
- 町の名物開発に取り組む商工会による名物開発事業は平成 26 年より実施されていますが、今後は一般社団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）助成事業である「新・地域再生マネージャー事業」と連携を図りながら特産品の定着を図っていく必要があります。
- ~~農業者と商工事業者との連携による商品開発、「農商工連携」に取り組み一定の成果をあげているところですが、今後も継続的に推進できるよう支援が必要となっています。~~
「農商工等連携事業」(*2)による、農業者と商工事業者との商品開発で一定の成果をあげているところですが、今後も継続的に推進するとともに、芦屋町の特徴でもある水産業との連携についても取り組みが求められています。
- まちの活性化事業に取り組むリーダーの育成は重要です。このため「新・地域再生マネージャー事業」や「地域おこし協力隊」のような外部目線での取り組みを活用して、人材の育成、外部からの人の呼び込みを図ることなどを検討していくことも必要です。また空き店舗対策として、民間事業者などと連携した空き店舗バンクなどの事業についても検討していくことが必要です。

*2 農商工等連携事業

地域経済の基幹産業である農林水産業と商業・工業等が産業間の壁を越えて連携を強化し、それぞれの強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等に連携して取り組み、それを支援する国の事業です。

基本方向

商工会との連携をはじめ、「創業等促進支援事業補助金」や「空き店舗活用事業補助金」の充実などの**取り組み**を積極的に活かした商工業の活性化、中心市街地の活性化を図ります。

主要施策

(1) 商工業の振興

- 1 商工会との連携や地域振興券発行などにより、商工業の活性化を図ります。
- 2 「創業等促進支援事業補助金」や「空き店舗活用事業補助金」などを活用し、中心市街地の活性化や空店舗対策、**起業の促進**、企業誘致に取り組みます。
- 3 官民一体となった「おんが創業支援協議会」を有効に活用し、遠賀郡各町と連携した**起業・創業の促進**を図ります。
- 4 芦屋の地域産品を活用した特産品開発やメニュー開発、**農商工連携「農商工等連携事業」**に取り組み、地域産業の活性化を図ります。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	新規創業事業者数（累計）	26 年度	0 件	20 件
	空き店舗活用事業者数（累計）	26 年度	0 件	15 件
	町内事業所総数	26 年度	510 事業所	565 事業所

第4節 観光

現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」をみると、「観光の振興」は重要度が高く、満足度が低い、いわゆる「重点化・見直し領域」に位置づけられています。
- 芦屋町は響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源を有しています。これら豊富な資源を活かしていくため、平成25年に観光基本構想を策定し、これに基づく施策展開を進めています。特に当初3年間で重点的に取り組むリーディングプロジェクトについては、その基盤となる「観光推進プロジェクト」を設置したものの、リーディングプロジェクト(*3)の展開は十分にできていない状況にあります。このため観光戦略を見直し実行していく体制づくりが急務となっています。
- 夏井ヶ浜周辺整備については、これまでに「夏井ヶ浜はまゆう公園」や「はまゆう白群生地」の整備のほか、それぞれを繋ぐ連絡路整備によるネットワーク化を行ないました。これにより平日でも町内外の人が訪れる観光スポットとなりつつあります。今後、芦屋釜風呂跡地の整備も含め、この一体で観光拠点としてのハード面での機能強化が進みます。これに併せてソフト面の取り組みについての検討が必要となります。
- 芦屋海浜公園については、まちづくり支援自販機による基金を活用した小型遊具の整備とともに、健康遊具の設置や大型コンビネーション遊具の整備をはじめ、芦屋町観光協会による四季折々の花が楽しめる植栽化などといった整備を行ってきました。また、より親しまれる公園となるようネーミング募集を行い、芝生広場には「わんぱーく」という愛称をつけたところです。しかし、来場者にとって利用したくなる公園となるようニーズの把握や公園の機能が十分に発揮できる取り組みが必要となっています。
- 「芦屋海浜公園レジャープールアクアシアン」は、海水浴場と往来のできるプールとして近隣にない優位性を活かし、毎年多くの来場者を迎えていますが、施設や設備の老朽化が進行しているため、計画的な改修が必要となっています。
- 魚見公園及び城山公園については、整備方針も固まっていないため、今後の活用方法も含めて検討していく必要があります。
- 芦屋町では様々なイベントが開催されています。中でも大正時代から続く花火大会は県内でも有数の大会です。また福岡県内では唯一の砂の彫刻展「あしや砂像展」を平成26年から復活し、オンリーワンのイベントとして開催しています。このほか芦屋基地航空祭には数万人の来場があるなど、地域イベントから観光イベントまで様々なイベントが開催され、その度に多くの方が来

町されています。しかしイベントで来町した方々が町内を巡る仕掛けや、滞留時間を長くする取り組みは十分とはいえません。さらに、地域イベントでは住民主体による実行委員会が中心となっていますが、担い手の重複や、他との連携が十分でないといった、それぞれの取り組みを活かす仕組みが必要となっています。

- 他にない歴史・文化資源を多く有する芦屋町の特徴は今後さらに活かしていく必要があります。このため、歴史・文化資源のブラッシュアップやルート化、他の資源との連携が必要です。
- 芦屋釜の復興と茶道文化の振興を図る「芦屋釜の里」は、文化資源としてだけでなく、芦屋町を代表する観光資源のひとつとしての活用も必要となっています。
- 個別の取り組みは魅力あるものの、情報発信が十分にできていない実情があります。それぞれのネットワーク化や有効な情報発信のための取り組みが急務となっています。
- 観光協会は芦屋町の観光を担う中心的な存在ではありますが、その経営基盤は弱く、今後は法人化も含めた体制の強化が必要です。
- 着地型観光の推進を広域連携により取り組んでいます。今後は新たな魅力の発掘とともに、他町との連携による交流人口増の戦略が必要となります。
- 地域ブランドの確立にむけ、一般社団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）による「新・地域再生マネージャー事業」に取り組んでいます。地域製品のブランド化を図るための機運醸成が今後必要となっています。

*3 リーディングプロジェクト

優先順位が高い取り組みを一定期間に集中的に取り組む重点事業として位置づけ、実施していくものです。また、重要かつ他を引っ張っていく役割を果たす取り組みを指します。ここでは、観光基本構想で掲げている取り組みの中でも当初3年間で重点的に取り組む事業のことを指します。

基本方向

芦屋町のもつ豊富な資源を有効に活用するとともに、関係機関・団体との連携や住民参加型により、磨き上げ魅力向上を図ります。

主要施策

(1) 観光資源の整備と活用

- 1 「芦屋町観光基本構想」に基づき、観光施策の推進を図ります。
- 2 芦屋港のレジャー港化を推進します。
- 3 響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然を活かした観光資源の整備を行います。
- 4 芦屋釜に代表される歴史・文化の魅力を活かした資源の発掘やネットワーク化、情報発信を推進していきます。
- 5 「芦屋釜の里」を観光資源としても有効に活用できるよう取り組んでいきます。

(2) 地域資源を活かした観光の推進

- 1 町が主体となる花火大会やあしや砂像展では、実行委員会組織による住民参加型の体制を構築するとともに、住民でつくり活かすイベントとして取り組みます。
- 2 町内で開催される様々なイベントと連携し、来町者へのおもてなしや滞留時間増といった取り組みを推進していきます。
- 3 芦屋ブランド化にむけ、関係者との連携による取り組みを支援していきます。
- 4 地域おこし協力隊(*4)や外部人材の活用による、人材育成とともに、住民や関係団体・事業者などとの連携・協働による観光を推進します。
- 5 広域連携による着地型観光(*5)の実施や、観光ルート化による交流人口の増加を図っていきます。
- 6 北九州地区や宗像地域の既存協議会による広域連携による観光推進を図ります。
- 7 積極的な町のプロモーション活動を展開します。

*4 地域おこし協力隊

都市に住む人が、豊かな自然環境や歴史・文化などに恵まれた「地方」へ移住し地域活性化のために活動することに注目されています。地方の自治体が都市の住民を受入、最大 3 年間、地域の資源を活かし地域を元気にするための活動を行い、活動後はその地域に定着(定住)してもらおうという国が推進する取り組みです。

*5 着地型観光

団体旅行から個人旅行への変化に伴い、出発地から旅行会社などが観光地へ人を送り込む方式ではなく、送り込まれる側の地域が自らの意思で、自らの文化や体験などを商品化し、人を呼び込もうという方式が注目されてきています。いわゆる体験型の観光などそれぞれの地域の特徴を活かした観光の形を「着地型観光(着地型観光開発や着地型観光商品)」といいます。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	〔住民意識調査〕 「観光の振興」に関する満足度の構成比	26 年度	48.3%	64.8%
2	観光入込み客数	25 年度	570,000 人	587,500 人
	マリンテラスあしや利用数	26 年度	74,854 人	80,000 人
	芦屋海浜公園利用数	26 年度	119,930 人	136,500 人

第6章 環境にやさしく、快適なまち

第1節 生活環境

現状と課題

- 住民意識調査における、「町の取り組みに対する満足度と重要度」でみると、「海や川などの自然環境の保全」は、重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。また、「生活環境の向上（不法投棄防止、放置自転車対策、不法係留船対策など）」は、重要度が高く、満足度が低い、いわゆる「重点化・見直し領域」に位置づけられています。
- 同じく住民意識調査によると、日ごろから取り組んでいる環境問題としては、「ごみの分別」が最も多く 83.9%、次いで「資源物集団回収への協力」(69.4%)と「節電・節水」(64.9%)が並んでいます。
- 芦屋町には、豊かな自然が多く残されています。豊かな自然が様々な人的な行為により大きな影響を受け、環境破壊、地球温暖化等の問題が発生します。良好な自然環境保全のためには、住民、事業所、行政などそれぞれの取り組みの積み重ねが重要です。
- 芦屋町では、平成 26 年 3 月に「芦屋町環境基本計画」を策定し、これに基づき環境施策を展開しています。環境施策については毎年度、P D C A サイクルによる事業評価を行ない、それを公表し、効果的な取り組みが実施されるよう努めます。
- 温室効果ガス排出量については、「芦屋町環境保全実行計画」を策定し、公共施設における温室効果ガス排出抑制に取り組んできました。
太陽光発電システムについては、地球温暖化防止対策の一環として、設置についての補助を行なってきましたが、目標件数には達していません。
- 防犯街灯は新設・移設・灯具取替による整備のときに地球温暖化対策として L E D 化を進めてきているところですが、平成 27 年度末での L E D 化率は約 25%となっています。今後は計画的な設置により、L E D 化を推進していく必要があります。
- ごみ減量化の取り組みとして、資源物集団回収奨励金やダンボールコンポストをはじめとしたコンポスト容器購入助成などを推進していますが、十分な成果が達成できていません。特に住民啓発が十分でないことから改善が必要となっています。また、今後は資源物拠点回収ボックスの増設などといった取り組みを検討していく必要もあります。

- 環境美化活動として、美化巡視員による不法投棄防止のための町内巡視や、地域、河川、海岸の一斉清掃及びボランティア団体などの清掃活動に対して支援を行なっています。今後とも環境美化活動の啓発も行ない充実を図っていくことが求められます。

犬のフン被害対策であるイエローカードや啓発看板の住民への配布といった取り組みについては、周知が十分でないといえます。

- 航空機騒音対策、不法係留船対策、遠賀川などから流出するごみ対策については、これまで関係機関への要望や協議を重ねてきているところです。一定の改善が見られるものもありますが、解決には至っていません。

基本方向

環境保全のための啓発や活動への支援、地域や河川、海岸などの環境美化を進めるとともに、循環型社会の形成のため、ごみの資源化や減量化、省資源・省エネルギー化などに取り組みます。

主要施策

（１）環境の保全と美化

- 1 総合的な環境保全対策の推進のため、町の環境理念などを示した環境基本条例の制定について検討します。
- 2 （仮称）「芦屋町地球温暖化対策実行計画（第４期）」に基づき、温室効果ガス削減についての取り組みを進めます。
- 3 環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、町内居住区域の清掃を推進します。
- 4 遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策について、関係機関に働きかけます。
- 5 快適な住環境を確保するため、航空機騒音対策については、基地対策協議会を通じて、関係機関に働きかけます。

(2) 循環型社会の推進

- 1 ごみ減量化・資源化を一層推進するため、資源物集団回収奨励事業やコンポスト容器購入助成制度、資源物拠点回収などといった取り組みを推進します。
- 2 ごみ減量化・資源化に関する住民啓発に取り組みます。
- 3 下水道浄化センターにおけるバイオマスエネルギーの有効活用に取り組みます。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	温室効果ガス排出量	22 年度	70,373 t-CO2	65,497 t-CO2
2	一般廃棄物の 1 人あたり排出量	26 年度	780 g	655 g

第2節 公園・緑地

現状と課題

- 住民が日常的に憩い、活動し、交流する公園の整備が必要です。これまで公園施設の維持・管理を進めてきましたが、供用開始から数十年を経過した公園も多くなり、これらは樹木が繁茂し公園全体が暗く、施設が老朽化しています。これらの公園については、リニューアル整備が必要であり、地域の憩いの場（コミュニティの場）としての公園再生が求められます。
- 中央公園のリニューアル整備については、当初の予定より遅れていますが、実施設計まで完了したところです。
- 緑化活動の推進については、花ボランティア事業、花苗配布、県の植樹祭等を実施し、**住民**の緑化意識の向上を図ってきました。今後も、これらの取り組みの充実を図っていくことが求められます。
- 福岡県が主体となって実施している「里浜づくり事業」については、平成26年度からの3年計画で進められています。今後は、植樹後の松林の維持管理と、維持管理の組織づくり（ボランティア組織など）が課題となっています。
- 近年松くい虫による保安林の被害が非常に著しく、伐倒が多くなっています。このため保安林としての機能が十分に発揮できないなどの問題が生じています。現在松くい虫防除（薬剤散布、根幹注入）及び松の植栽に取り組んでいますが、今後も保安林の保全は重要な課題となっています。

基本方向

緑地の保全や育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、住民に身近な公園の整備を進めます。

主要施策

(1) 身近な公園の充実

- 1 住民ニーズを反映させた、安全で安心な街区公園の整備を計画的に推進します。
- 2 中央公園のリニューアルを実施します。

(2) 緑地の保全と育成

- 1 保安林などの松の保全に取り組みます。
- 2 福岡県が主体となって実施している芦屋海岸での「里浜づくり事業」の推進を図るため、福岡県に働きかけます。
- 3 街並みの美しさを創り出すため、住民の緑化意識の高揚を図るための取り組みや適正管理に努めます。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	街区公園の整備率	26 年度	0 件	100%
2	〔住民意識調査〕 「公園や緑地」に関する満足度の構成率	26 年度	55.6%	68.3%

第3節 土地利用・住宅

現状と課題

- 芦屋町の行政面積のうち、約3分の1は航空自衛隊芦屋基地が占めており、さらに遠賀川などの河川が約10分の1を占めることから、実質の行政面積は限られたものとなっており、町土の有効利用は重要な課題です。
- 芦屋町は、豊かな自然と北九州市に隣接しているという立地条件の点で優れていることから、定住施策について、積極的に取り組んでいくことが求められます。
- 定住化の取り組みを推進してきているものの、十分な周知が図れているとはいえません。限られた土地の中で有効な定住促進を図るための知恵や情報発信力が必要といえます。
- 平成12年度に策定した都市計画マスタープランは、既に計画期間が切れているため、新たな都市計画マスタープランを策定する必要があります。また、社会情勢の変化に伴い、都市計画道路及び農業振興地域についての見直しは、継続して行なっていく必要があります。
- 芦屋中央病院移転後の跡地は、その立地条件から非常に有効な活用が期待されます。活用方法については早急な検討段階に入る必要があります。
- 活用予定のない町有地については順次積極的な売却を進めてきました。今後も有益な活用方法を検討するとともに、定住施策と連携し、積極的な売却を推進していく必要があります。
- 芦屋町では、老朽化した町営住宅の改修や、建て替えを含めた町営住宅の効率的な維持・改修を計画的に進めるため、平成24年3月に「町営住宅長寿命化計画」を策定し、これを基に事業を実施しています。これまで、緑ヶ丘団地の2つの棟へのエレベーター設置や後水住宅の解体、高浜団地の空家棟の解体などを進めてきました。老朽化している住棟については、安全面の観点からも入居者の移転を促進し、住環境の整備を図っていく必要があります。
- 「町営住宅長寿命化計画」は計画策定から5年が経過することから、社会情勢の変化や現状に即した形で後期5年間の計画見直しの必要があります。
- 芦屋東小学校区には、航空自衛隊芦屋基地が管理する広大な用地があります。交通量が多く町の玄関口にあたることから、この用地の有効活用を検討する必要があります。

基本方向

地域特性に応じた都市計画の見直しや「都市計画マスタープラン」の策定を進めます。また、町営住宅については、「町営住宅長寿命化計画」を見直し、計画的かつ適正な管理を進めます。さらに、芦屋町の特性を活かした定住施策を積極的に推進していきます。

主要施策

(1) 地域特性を活かした土地利用

- 1 将来の都市像を見据え、「芦屋町都市計画マスタープラン」の見直しを行います。また、それぞれの地域特性に応じた「都市計画道路」や「芦屋町農業振興地域整備計画」の見直しを検討します。
- 2 活用策の見出せない町有地については、民間などに売却し有効利用を図ります。
- 3 芦屋中央病院移転後の跡地利用について検討を進めます。
- 4 芦屋東小学校区にある航空自衛隊芦屋基地が管理する用地の有効活用について、関係機関と協議を進めます。

(2) 良好な住宅の形成

- 1 「町営住宅長寿命化計画」に基づく管理戸数の適正化と質の向上を図ります。なお、計画は平成 28 年度中に中間見直しを行ないます。
- 2 「芦屋町空家等対策計画」に基づき、空家の現況把握や空家バンク制度の確立など空家の除去や有効活用を含む適正管理に努めます。(再掲)

(3) 移住・定住施策の推進

- 1 芦屋町の地域特性を活かした定住促進の取り組みを推進します。
- 2 定住促進のため、既存の各種施策を包括した積極的な情報発信を図ります。
- 3 移住・定住に関する関係機関との連携や活用により、地域特性を活かしたシティーセールスを積極的に推進していきます。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	町有地の有効活用件数	26 年度	0 件	6 件
2	町営住宅管理戸数	26 年度	797 戸	746 戸
3	定住奨励金交付件数（住宅購入件数）	26 年度	28 件	200 件

第4節 道路・交通

現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」でみると、「道路網の利便性や生活道路の整備」は、重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。また、「公共交通機関の利便性」は、重要度が高く、満足度が低い、いわゆる「重点化・見直し領域」に位置づけられています。
- 交通利便性や生活利便性の向上を図るため、町が管理する道路の整備を進めています。路面性状調査や道路ストック点検結果を踏まえ、今後も計画的な維持管理や道路整備が必要となります。
- 橋梁については、「道路橋長寿命化修繕計画」に基づき改修を進めています。町内の3橋ある歩道橋改修は、平成27年度に全て完了します。西祇園橋の架け替えについては、現在福岡県により計画的に進められていますが、今後町の玄関口としてのグレードアップについて検討が必要となります。
- 利用者によりわかりやすい道路網の整理をする目的で、町道と国・県道の振り替え事業を推進しており、一部で完了しています。未実施箇所については協議を進めていく必要があります。
- 芦屋タウンバス事業は、平成17年3月末の民間事業者によるバス路線廃止を受けて、住民の交通手段を確保するため、廃止路線を代替する形で町営バス事業として開始し、平成25年3月の北九州市営バスによるはまゆう線廃止を受けて運行路線を追加しています。平日には67本を運行し利用者も年間延べ約9万人に及んでいます。今後も利用者ニーズに対応したダイヤ編成や運行本数を検討・改正する必要があります。
- 北九州市営バスや黒崎芦屋間急行バスについては、利用者が減少傾向にあるため、今後は路線や便数の確保が課題となっています。
- 芦屋タウンバスや北九州市営バスによるJR各駅までの交通機関のほかに、生活利便性の向上のため遠賀郡各町との公共交通ネットワークの整備が求められています。
- 芦屋中央病院の移転建替えに伴い、路線の見直しや交通再編などが喫緊の課題となっています。

基本方向

交通や生活の利便性向上のため、町道の適正管理や計画的な整備、橋梁の長寿命化を推進します。また、公共交通の維持・拡充を図るとともに、芦屋中央病院移転建替えにあわせた公共交通の路線変更や再編に取り組みます。

主要施策

（１）道路の整備促進

- 1 路面性状調査や道路ストック点検結果を踏まえ、計画的な道路整備を行います。
- 2 橋梁については、「道路橋長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化が著しいものなどの社会的影響度を総合的に考慮し、改修を行います。
- 3 町道と国・県道の振り替えを進めます。

（２）公共交通機関の充実

- 1 「地域公共交通維持確保計画」に基づき、住民に利便性の高い公共交通の維持確保について関係機関との協議を進めます。
- 2 芦屋タウンバスについては利用者ニーズに対応したダイヤ編成や運行本数の検討を進めます。
- 3 広域連携による北九州市営バスや黒崎芦屋間急行バス路線や便数の維持確保に努めます。
- 4 遠賀郡各町との公共交通ネットワーク整備について協議・検討を図ります。
- 5 「地域公共交通網形成計画」の策定を進めるとともに、芦屋中央病院移転建替えにあわせた公共交通の路線変更や再編に取り組みます。
- 6 バス停の整備を計画的に取り組みます。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	橋梁の改修率	26 年度	39%	100%
2	芦屋タウンバス利用者満足度の向上	26 年度	90,361 人	98,000 人
	〔住民意識調査〕 「公共交通機関の利便性」に関する満足度の構成比	26 年度	2.02	2.70

第5節 上水道・下水道

現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」でみると、「下水道」「上水道の安定供給」は、重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。
- 芦屋町の公共下水道事業は、平成12年度に町全域の整備が完了しており、普及率は99.9%となっています。上水道事業については、平成19年度に北九州市水道局と事業統合し、安全な上水が安定的に供給されています。
- 公共下水道事業については、長寿命化計画に基づき改築更新に計画的に取り組んでいます。管更生工事、芦屋町浄化センター及び中ノ浜ポンプ場などの改築更新は、概ね計画どおり進捗しています。今後も継続的に行っていくため、財源の確保に努め、また単年度の財政負担が大きくならないように、事業の平準化を考慮して進めます。
- 平成27年度に雨天時浸入水調査を実施し、浸入水の原因把握を行いました。これに基づき浸入水対策を実施していく必要があります。
- 公共下水道事業については、経営の合理化に努めていますが、現在累積欠損金が8億円を超えています。このため、経営安定化にむけ公共下水道使用料の改定^{（注）}及び、広域連携も視野に中長期的にみた抜本的な改善策についての検討も必要です。

基本方向

下水道管渠や、浄化センター及び各ポンプ場などの長寿命化を図るとともに、下水道事業の経営の安定化のため、中長期的な経営改善策について検討します。

主要施策

(1) 公共下水道の整備充実

- 1 下水道管渠の不良箇所を把握したうえで、長寿命化計画に基づき計画的に改築更新を実施します。
- 2 浄化センター及び各ポンプ場については、長寿命化計画に基づき計画的に改築更新を実施します。
- 3 下水道事業の経営安定化に向け、中長期的な改善策について、広域連携も含め検討します。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	〔住民意識調査〕 「下水道事業」に関する満足度の 構成比	26 年度	82.0%	82.9%

第7章 心豊かな人が育つまち

第1節 生涯学習

現状と課題

- 住民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができる社会の実現を図るために、芦屋町では「芦屋町生涯学習基本計画」に基づき、生涯学習の取り組みを行なっています。
- 学習機会を体系的にとりまとめた生涯学習講座「あしや塾」の実施により、効率的な生涯学習講座を提供していますが、地域の課題解決型講座の実施やボランティア活動など学んだ成果が活かせる仕組みづくりは十分とはいえません。
- 各社会教育施設の改修も進み、施設環境は整ってきました。今後も生涯学習の充実を図っていくために、施設の有効活用や積極的な情報発信が必要です。
- 中央公民館内にある図書館は平成22年度のリニューアルにより増床し、蔵書の充実や読み聞かせなど各種企画事業を推進し、利用者の増加が図られています。今後も住民の読書活動推進のため、関係機関との連携や図書館機能の充実を図るとともに積極的な情報発信に努める必要があります。
- 生涯スポーツを推進するためスポーツ推進委員会を中心に様々な事業を実施していますが、ニーズにあった事業展開が課題となっています。元気な住民づくりのため、運動へのきっかけづくりなどといった健康づくりの視点からの取り組みが今後必要となっています。
- 競技スポーツについては、スポーツ振興の観点から関係団体と連携し、支援を行います。
- 北九州市を本拠地としたプロサッカークラブ「ギラヴァンツ北九州」と平成26年にフレンドリータウン協定を締結しました。これによるプロ選手との交流やスポーツを通じた健康づくりなどの取り組みを今後推進していく必要があります。
- 各社会体育施設については、老朽化が進んでいます。今後計画的に修繕、改修などの対応を図っていく必要があります。

基本方向

「芦屋町生涯学習基本構想」を推進し、学んだ成果が活かせる地域づくりを進めるとともに、社会教育施設の有効活用を推進します。また、あらゆる世代の健康づくりや体力づくりを進めるため、生涯スポーツに親しむ環境づくりに取り組みます。

主要施策

（１）社会教育の推進

- 1 社会教育及び公民館活動などの学習機会の拡充を図りながら、地域課題解決型講座の導入や、関係各課との連携により学んだ成果が活かされる地域づくりを推進します。
- 2 「あしや塾」を継続するとともに、社会教育施設の有効活用に取り組みます。
- 3 図書館機能の充実を図るとともに、図書館と小中学校の連携を進めます。

（２）生涯スポーツの充実

- 1 誰もが気軽にスポーツを行うきっかけづくりを目指し、健康づくりの視点からのアプローチなど他課との連携により、住民の健康増進につながる生涯スポーツを推進します。
- 2 子どもから高齢者まで誰もが参加できる生涯スポーツ事業を実施するとともに、総合型地域スポーツクラブを支援し、住民の健康増進や体力づくり、交流を進めます。
- 3 関係団体と連携して、競技スポーツへの支援を実施し、競技力の向上に努めます。

（３）社会体育施設の整備充実

- 1 芦屋町における社会体育の拠点施設である総合体育館をはじめ、各社会体育施設を安全で快適に利用できるよう、施設ごとに改修計画を策定し、計画的に整備していきます。
- 2 芦屋中央病院移転建替えに伴い、総合運動公園多目的グラウンドを健康増進の場として利用できる広場として整備します。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	課題解決型講座の参加者数	26 年度	0 件	10 件
	〔住民意識調査〕 「生涯学習の充実」に関する満足度の 構成比	26 年度	63.0%	64.2%
2	生涯スポーツ事業の参加者数	26 年度	969 人	1,250 人
3	社会体育施設の利用者数	26 年度	130,879 人	140,000 人
	〔住民意識調査〕 「社会教育施設」に関する満足度の 構成比	26 年度	65.8%	74.5%

第2節 人権

現状と課題

- 住民一人ひとりが、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権問題を自らの課題として捉え、あらゆる差別や人権侵害の撤廃を目指し、人権が尊重される社会を実現することが必要です。
- 芦屋町では「お互いに尊重される地域（まち）づくり」をスローガンにかかげ、人権講演会や人権まつりの開催、人権カレンダーや人権冊子の全戸配布、広報紙を通じた定期的な啓発活動、各種相談、学校教育や社会教育の場における人権教育の推進を図っています。また、平成 25 年には「芦屋町人権教育・啓発基本計画」を策定し、現在はこれに基づき関係機関が一体となり推進しています。しかし、事業実施に対しては、一定の評価は得られるものの、住民意識の向上は充分とは言えないのが実状です。今後とも、これらの取り組みについて充実を図っていくこと、さらには、あらゆる場と機会を捉えて人権教育・啓発の推進を図ることが必要です。
- 人権まつりは、特色ある取り組みですが、来場者数の固定化が目立ち、参加団体数も減少しています。今後、取り組みの内容について検討し、改善を図っていくことが求められます。
- 男女共同参画社会を実現するための法律や制度は、整備が進んできていますが、それを社会に根づかせるには至っていません。芦屋町においても「芦屋町男女共同参画推進プラン」を推進してきましたが、今後とも施策の充実を図り、意識啓発に努めていく必要があります。

基本方向

基本的人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題を**はじめとした様々な人権問題**や男女共同参画などに関する**教育や啓発**などを進めます。

主要施策

(1) 人権の尊重

- 1 基本的人権が保障された差別のない明るい社会の実現に向け、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する啓発を進めます。
- 2 「芦屋町人権・同和教育研究協議会」及び「芦屋町学校人権・同和教育研究協議会」と連携し、人権教育や人権啓発の取り組みを積極的に推進します。
- 3 「芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権まつりなど人権教育・人権啓発の取り組みについて、PDCAサイクルにより効果的かつ有効な事業を推進します。

(2) 男女共同参画の推進

- 1 すべての個人が、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。
- 2 「男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画についての意識づくり、社会環境づくりを進めます。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	人権講演会(7月)・人権まつり(12月)の来場者	26 年度	700 人	1,000 人
	〔住民意識調査〕 「人権教育」に関する満足度の構成比	26 年度	65.0%	68.8%
2	〔住民意識調査〕 「男女共同参画」に関する満足度の構成比	26 年度	58.9%	67.1%

第3節 歴史・文化

現状と課題

- 芦屋町は、多くの歴史遺産や独自の伝統文化を有しています。これらの豊富な文化遺産の保護と併せて、これらを観光資源として地域振興に活用する取り組みが必要です。
- 町内にある有形・無形の文化財については維持管理に努めています。一方、文化財の活用としては、「芦屋かるた」大会などを行なっていますが、情報発信については充分とはいえない状況のため、今後改善していく必要があります。
- 「芦屋歴史の里」では、特別展や伝統文化体験講座などを実施しています。入館者数は企画展の内容により大きく影響されることから、話題性の高い企画展を開催するなどの工夫が必要です。ただし、話題性が低くても、新たに判明した芦屋町の歴史や文化については積極的に紹介していくことも必要です。
- 「芦屋釜の里」については、平成 23 年度東日本大震災の発生を機に団体ツアーでの集客が減少したことから、入園者数が伸び悩んでおり、集客アップが課題となっています。

芦屋釜の復興のため鋳物師の独立支援を行なってきましたが、平成 25 年度に鋳物師が独立しました。その際、茶道界への周知を行ないました。平成 33 年度には、さらに 1 名の鋳物師が独立予定であるため、今以上に茶道界への周知に努めるとともに、集客アップにつなげることが必要です。また、これらの鋳物師を核として、芦屋釜を産業として育成する取り組みが求められます。
- 文化・芸術活動の一つの拠点である「ギャラリーあしや」は、職員の配置を強化したこと、また、ワークショップ、企画展の充実を図ったこと、さらには公民館事業や図書館との連携を強化したことなどにより入館者数は増加しています。更なる充実を目指します。
- 住民の文化芸術活動の支援として、文化協会との連携活動や町民プラスバンドの結成に係る楽器購入を行ないました。今後とも文化芸術活動についての支援を行い、活性化を図ります。

基本方向

文化財の適切な保護や管理、芦屋歴史の里・芦屋釜の里の充実に努め、芦屋の歴史・文化を後世に伝えるとともに、観光資源としての活用や地域振興を図ります。また、芦屋釜の里で養成した鋳物師の独立・育成を支援し、芦屋釜の復興を進めるとともに、ギャラリーを充実させて住民が芸術文化に触れる機会を拡大します。

主要施策

（１）文化財の保護と活用

- 1 豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財保護意識の高揚を図ります。
- 2 文化財の適切な維持管理に努めるとともに、観光資源としての活用を図ります。

（２）芦屋歴史の里・芦屋釜の里の充実

- 1 芦屋歴史の里や芦屋釜の里を充実し、歴史・文化を活かしたまちづくりや地域振興に取り組みます。
- 2 鋳物師の独立支援と、既に独立した鋳物師の育成支援を行い、芦屋釜の復興を進め産業化を目指します。
- 3 芦屋町の誇りでもある芦屋釜を広く住民に周知し、オンリーワンの資源として活かしていきます。

（３）文化・芸術活動の充実

- 1 文化協会と連携し、住民の文化芸術に触れる機会を充実させるとともに、文化意識の高揚に努めます。
- 2 ギャラリーの運営の充実を図り、また運営ボランティア及び解説ボランティアなどの育成に努めます。
- 3 生涯学習講座「あしや塾」と連携した住民の文化芸術活動の充実に努めます。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	文化財情報のマスコミ取材件数	26 年度	△件	△件
2	芦屋釜の里来場者数	26 年度	16,880 人	20,000 人
3	〔住民意識調査〕 「歴史文化の振興」に関する満足度の 構成比	26 年度	66.0%	70.9%

第4節 国際交流

現状と課題

- 住民意識調査における「町の取りに対する満足度と重要度」でみると、「国際交流の推進」は、重要度が低く、満足度が高い、いわゆる「現状維持・見直し領域」に位置づけられています。
我が国の潮流として、グローバル化はますます進展することが想定されますし、芦屋町においてもその影響を大きく受けるものと考えられます。このことから、芦屋町における国際交流の取り組みに対しては、住民の関心度や必要性の認識を、今以上に高めていく必要があります。
- 国際交流協会の支援を行い、協会を中心に交流事業を実施していますが、この取り組みは一部に留まり町内全体での取り組みとなってはいません。
- グローバルな視野をもった人材育成のため、中学生を対象としたオーストラリアホームステイを隔年で実施していますが、近年申込者が激減しています。また経費の問題から限られた人数しか参加できないことが課題として挙げられています。
- 今まで進めてきた国際交流施策とは少し視点を変えた、新しい国際交流施策の展開も求められます。

基本方向

グローバルな視野をもった多くの人材を育成する取り組みを推進します。また、国際交流協会を通じた住民の国際交流活動を推進します。

主要施策

(1) 国際交流の推進

- 1 中学生のオーストラリアホームステイ事業を見直し、大学との連携など新たな国際交流事業に取り組み、国際的な感覚を学び、異文化への関心を高めることによりグローバルな視野を持って行動できる人材を育てます。

- 2 国際交流協会と連携して、住民の国際交流に対する意識の向上に寄与する事業を検討・実施します。

【主要施策を達成させるための数値目標】

施策	指 標	現状値		目標値 (平成 32 年度)
		基準年度	数値	
1	〔住民意識調査〕 「国際交流の推進」に関する満足度の 構成比	26 年度	66.6%	74.3%

計画の実現にむけて

現状と課題

- 本町は地方税が歳入全体の 20%未満と他自治体と比較すると少ない状況にあります。これを補う町独自の財源として競艇事業があり、現在は経営努力の結果一定の事業収入を得ています。しかし、施設整備等に伴う財源は地方債に依存しており、経常収支比率や実質公債比率といった財政指標は高い水準にあります。今後も地方債の借り入れは継続的に見込まれることから、競艇事業に依存する財政運営の脱却や地方交付税の削減など今後も継続する厳しい財政運営を踏まえ、自主財源の確保に努めるとともに、計画的かつ重点的な配分に努め、安定的かつ効率的な行財政運営を維持していく必要があります。
- 行財政改革については、平成 17 年度から「第 3 次芦屋町行政改革大綱」を定め、その具体的な取り組みとして「芦屋町集中改革プラン」を推進し、これまで一定の成果を得ています。さらに、平成 27 年度からは「芦屋町集中改革プラン」第 3 ステージの取り組みを推進しており、今後は集中と選択により、健全で持続可能な行財政運営を確立することが課題です。
- 人口減少が進む中、公共施設等の将来需要を予測し、必要量を定める公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の計画的な維持管理・改修・整備を推進する必要があります。
- 競艇事業については、平成 22 年度から芦屋町単独施行となり、発売日数の増や場外発売場の増設、全国初となるモーニングレースの実施など売上向上に積極的に取り組んできました。このような経営努力の結果、一定の事業収益を確保することができ、一般会計への繰り入れなど本町財政運営に大きく寄与しています。
- 行政運営においては、組織の効率的な運営とともに横の連携が非常に重要となってきます。また、職員の若年層化は組織運営上重要な課題となっています。このため、平成 26 年度から導入した目標管理制度や本制度と連動した人事評価制度の構築などによる効率的・効果的な組織運営を図るとともに、計画的な研修によるスキルアップや自治区担当職員制度の活用など様々なアプローチから、職員の資質向上を積極的に図っていく必要があります。
- 地方分権改革や地方創生など、地域の特徴を活かした独自の取り組みが求められています。本町の豊富で魅力ある資源を活かした特徴ある取り組みを推進するためには、職員の資質向上とともに、国県の制度に柔軟に対応できるとともに、独自の取り組みを推進していくために効果的かつ柔軟に対応できる組織運営を図ることも課題となっています。

- 一般廃棄物処理、消防、火葬施設の運営などを実施している遠賀・中間地域広域行政事務組合については、効率的な運営についての提言を関係市町と共同で行なう必要があります。
- 北九州市との連携中枢都市圏構想の推進により、効果的かつ効率的な行政サービスの提供と行政運営が図れるよう、確実な推進を図っていく必要があります。

主要な取り組み

（１）健全で持続可能な行財政運営を行います

- 平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする行財政改革の具体的な取り組みである「集中改革プラン」第 3 ステージを推進します。
- 財政計画に基づき、計画的かつ重点的な財源配分を行い、持続可能で効率的な行財政運営を図ります。
- 自主財源の確保に努めるとともに、各種使用料等の見直しを図ります。
- 公共施設等総合管理計画を策定するとともに、公共施設の計画的な維持管理・改修・整備を図ります。

（２）競艇事業の売上向上と経営の安定化を進めます。

- 競艇施設の有効活用を図るとともに、新規ファンの獲得による売上向上を推進します。
- 効率的な競艇事業の運営に努め、経営の安定化を図ります。

（３）職員の育成や資質向上を図ります

- 目標管理制度と連動した新たな人事評価制度の導入や計画的な研修、自治区担当職員制度の活用など様々なアプローチから、職員の資質向上を図るとともに、能力開発を推進します。

（４）柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします

- 組織ごとに目標を定めるとともに P D C A サイクルを確立する、目標管理による組織運営を図ります。
- 情報共有と各課間の連携を推進するとともに、効果的かつ柔軟に対応できる組織運営を図ります。
- 事務の電算化や新たな仕組みづくりにより事務の効率化を図ります。

(5) 広域連携を推進します

- 遠賀・中間地域広域行政事務組合の効率的な運営について、構成市町とともに提言します。
- 行政事務や電算システムの共同利用を推進します。
- 北九州市との連携中枢都市圏構想による行政サービスの広域連携を推進します。

1 第5次芦屋町総合振興計画基本構想の概要

芦屋町の将来像

芦屋町の美しい自然環境や古くから培ってきた歴史・文化は、町の大きな魅力であり、活力あるまちづくりを進めるためには、それらの魅力を最大限に活かしていくことが重要です。

そのためには、芦屋町に住む人々が町の魅力を活かすまちづくりの担い手として育ち、住民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めていく必要があります。

以上のことを踏まえ、第5次芦屋町総合振興計画では、将来像を以下のように設定します。

将来像

魅力を活かし
みんなでつくる 元気なあしや

将来像に込める想い

魅力を活かし…

海や川などの自然、歴史・文化などの芦屋町の良さ、
魅力をまちづくりに活用します。

みんなでつくる 元気なあしや…

まちづくりの担い手である住民との協働のもと、
活力ある元気な芦屋町をつくれます。

施策の大綱

芦屋町の将来像である「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現に向け、次の7つの基本目標を掲げ、施策の展開を図ります。

1 住民とともに進めるまちづくり

(1) 地域づくり

行政情報の積極的な公表など、「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、あらゆる分野において行政と住民との協働のまちづくりを進めます。

また、住民一人ひとりがコミュニティを形成する一員であることの自覚を高め、地域における連帯意識を深めます。さらに、自治会活動や各種団体活動への支援及び地域づくりを進めるリーダーの育成・支援に取り組むことで住民同士のコミュニケーションを促進し、暮らしやすい地域づくりを進めます。

2 安全で安心して暮らせるまち

(1) 安全・安心

すべての住民の生命や財産を守るため、地域における防災組織の充実や急傾斜地対策、雨水・排水対策など防災対策に取り組むとともに、消防体制の強化を図ります。また、地域や関係機関と連携を図りながら、防犯意識の高揚や防犯活動の促進に努めるとともに、交通安全対策の充実など、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 子どもがのびのびと育つまち

(1) 子育て支援

次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、保護者のニーズに応じた保育サービス及び保育施設の充実を図ります。また、子育て支援センターを中心とした育児支援の充実に取り組めます。

(2) 幼児教育・学校教育

まちの将来を担う子どもたちがたくましく、健やかに成長することができるよう、学力の向上や健康な体づくりはもとより、豊かな人間性や創造力の育成など、学校教育や幼児教育の充実を図ります。また、小学校の耐震化や給食センターの整備など安心して学習することができる教育環境づくりを進めます。

4 いきいきと暮らせる笑顔のまち

(1) 社会福祉

高齢者や障がいを持つ人などがいきいきと生活できる社会をめざし、自立や社会参加を促進するための福祉ボランティアの育成や住民相互の助け合いなど、住民が主体的に福祉活動に取り組める仕組みづくりを行うとともに、福祉施設や在宅福祉サービスの整備を行い、地域福祉の推進を図ります。また、健康づくりや生きがいくくり事業の充実に取り組みます。

(2) 健康づくり

住民一人ひとりの健康の保持・増進を図るため、乳幼児から高齢者までを対象とした各種健診や健康教室の充実に努め、健康づくりに対する意識の高揚を図ります。また健康相談による疾病予防、特定健康診査・特定保健指導による医療費の削減等に取り組み、国民健康保険事業の安定化を図ります。

(3) 医療

町立芦屋中央病院の医療機器の充実をはじめ、各医療機関との連携を図り、住民が安心して生活できるよう地域医療体制の整備・充実に取り組みます。

5 活力ある産業を育むまち

(1) 農業

農地の有効利用と農業基盤の整備を図るとともに、中核農家※1をはじめとする担い手の育成支援に取り組み、農業生産の振興を図ります。また、地産地消※2や農産物のブランド化を支援し、農業経営の安定化を図ります。

(2) 水産業

直売所の整備や、つくり育てる漁業の推進などにより地産地消及び漁業経営の安定化を図ります。また、漁業施設の整備や柏原漁港の環境整備により、漁港施設の機能向上や活力ある漁港づくりに取り組みます。

(3) 商工業

商工会と連携を図りながら事業所の活性化に努めるとともに、船頭町駐車場を活用した中心商業拠点の形成及び企業誘致条例を活用した取り組みなど、住民の利便性の向上と雇用の確保を図ります。

※1 **中核農家**：芦屋町では、経営耕地が1ヘクタール以上の農家を中核農家とする。

※2 **地産地消**：地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

(4) 観光

美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源に関する情報発信を行いながら、観光資源を活かす公園などの整備に取り組みます。また、観光協会などと連携し、住民が参画するイベントや活動を創出するとともに、歴史ある花火大会など、従来から実施しているイベントの充実や支援により交流人口の増加を図ります。

6 環境にやさしく、快適なまち

(1) 生活環境

住民の環境美化意識の高揚や省エネルギーの推進、ごみの資源化・減量化など適切なおみ処理を進め、地球温暖化防止と循環型社会の形成に向けた取り組みを進めます。

(2) 公園・緑地

緑地の保全・育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図ります。また、住民や訪れた人が潤いを感じ、さまざまな交流の機会を生み出すことができるよう、公園の整備充実や良好な維持管理を進めます。

(3) 土地利用・住宅

地域特性に応じた「芦屋都市計画用途地域※1」や「芦屋町農業振興地域整備計画」の見直しを検討します。また、定住奨励施策の検討など定住促進に取り組むとともに、町営住宅の長寿命化※2及び管理戸数の適正化を図ります。

(4) 道路・交通

老朽化した生活道路などの整備や歩道のバリアフリー化、橋梁の長寿命化など道路の整備促進に取り組みます。また、近隣市町や関係機関と連携を図りながら、バス交通の運行確保や利便性の向上など公共交通網の充実を図ります。

(5) 上水道・下水道

計画的な公共下水道施設の整備、浄化センター及びポンプ場の長寿命化に向けた改築更新など、公共下水道の整備充実を図ります。また、適正な受益者負担のもと、下水道事業経営の安定化を図ります。

※1 **用途地域**：「都市計画法」の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業など市街地の枠としての土地利用を定めるもの。

※2 **長寿命化**：公共施設などについて、限られた財源の中で計画的に改築や修繕等を行い、老朽化に伴う事故発生や機能停止を未然に防止し、効率的に施設の維持・管理を行うことで施設の寿命をのばすこと。

7 心豊かな人が育つまち

（１）生涯学習

「芦屋町生涯学習基本構想」に基づき、住民がいつでも、どこでも学ぶことができ、学んだ知識を活かすことができる環境づくりを進めるとともに、青少年の健全な育成や住民の生きがいづくりなどに取り組みます。また、生涯にわたって健康な生活を送ることができるようスポーツやレクリエーション活動の充実や支援に取り組みます。

（２）人権

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題への啓発を進めるとともに、すべての住民が性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、その意識づくりや環境整備に取り組みます。

（３）歴史・文化

芦屋町の貴重な文化財・伝統文化を次代に継承するため、文化財の保護や後継者の育成に努めるとともに、芦屋釜の里・歴史の里の活用を図ります。また、芦屋釜の復興のため、鋳物師の独立支援に取り組みます。さらに、ギャラリーをはじめとする文化活動拠点の活用によって、住民の文化・芸術活動の振興を図ります。

（４）国際交流

国際感覚豊かな人材を育成するため、ホームステイ派遣事業をはじめ、国際交流活動を担う団体への支援に取り組みます。

計画の実現に向けて

限られた財源の中で効果的な行財政運営を進めるため、行政事務や財政運営の効率化、芦屋町の雇用や財政に大きく寄与してきた芦屋競艇の経営改善など自主財源の確保を図ります。また、組織機構の見直しや研修等を通じた職員の資質向上、広域行政の推進など効果的・効率的な行政運営を進めます。さらに、施策に基づく個々の実施計画の進捗状況や効果について評価を行い、進行管理を進めます。

前期基本計画の体系

【将来像】 【分野別目標（案）】 【施策（節）】 【主な取り組み（主要施策）】

魅力を活かし
みんなでつくる
元気なあしや

第1章 住民とともに 進めるまちづくり	1 地域づくり	(1)住民との協働 (2)地域コミュニティの推進 (3)ボランティア活動などの支援
第2章 安全で安心して 暮らせるまちづくり	1 安全・安心	(1)防災対策の充実 (2)消防の充実 (3)防犯対策 (4)交通安全対策
第3章 子どもがのび のびと育つまち	1 子育て支援 2 幼児教育・学校教育	(1)児童福祉の充実 (1)学力の向上 (2)豊かな心・健やかな体の育成 (3)特別支援教育の推進 (4)学校施設・教育環境の充実
第4章 いきいきと暮 らせる笑顔のまち	1 社会福祉 2 健康づくり 3 医療	(1)高齢者福祉の充実 (2)障がい者福祉の充実 (3)地域福祉の推進 (1)健康づくりの推進 (2)国民健康保険事業 (1)地域医療の充実
第5章 活力ある産業 を育むまち	1 農業 2 水産業 3 商工業 4 観光	(1)担い手の育成支援 (2)農地の有効利用と農業基盤整備 (1)漁業経営の安定化 (2)漁港基盤の整備 (1)商工業の振興 (1)観光資源の整備と活用 (2)住民参画型観光の整備
第6章 環境にやさし く、快適なまち	1 生活環境 2 公園・緑地 3 土地利用・住宅 4 道路・交通 5 上水道・下水道	(1)環境の保全と美化 (2)循環型社会の推進 (1)身近な公園の充実 (2)緑地の保全と育成 (1)地域特性を活かした土地利用 (2)良好な住宅の形成 (1)道路の整備促進 (2)公共交通機関の充実 (1)公共下水道の整備充実
第7章 心豊かな人が 育つまち	1 生涯学習 2 人権 3 歴史・文化 4 国際交流	(1)社会教育の推進 (2)スポーツ活動の充実 (3)社会教育施設の整備充実 (1)人権の尊重 (2)男女共同参画の推進 (1)文化財の保護と活用 (2)芦屋歴史の里・芦屋釜の里の充実 (3)文化・芸術活動の充実 (1)国際交流の推進

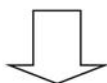
＜計画の実現に向けて＞

- 健全で持続可能な行財政運営を行います
- 競艇事業の売上向上や経営改善を進めます
- 職員の育成や資質向上を図ります
- 柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします
- 広域連携を進めていきます

2 第5次芦屋町総合振興計画・後期基本計画策定経過

第5次総合振興計画 後期基本計画策定のフロー

ステップ1	前期計画の評価・課題の抽出、新規施策の現状把握
	○若年層職員・係長職による庁内検討 ・各種施策における推進状況評価 ・課題のとりまとめ ・新規施策の現状把握 ○住民と職員による意見集約 〔住民側〕 ・コミュニティ活動状況調査（住民アンケート） ・中学生アンケート 〔職員側〕 ・職員アンケート



ステップ2	後期計画の策定
	○意見募集 ・ステップ1で出された意見の集約 ○住民ワークショップなどの手法による住民意見の聴取 ○職員プロジェクト等による検討 ・係長職によるワーキングチーム ・課長職による検討会議 ○関係団体ヒアリング ○各課ヒアリング ○策定審議会による検討 ○パブリックコメント ○とりまとめ

← この取り組みは今後行なうこととなります。

主な住民参画の取り組み結果

	コミュニティ活動状況調査(住民アンケート)
目的等	町の取り組みに対する住民のみなさんの満足度や重要度・意見を聞き、今後の町の取り組みに反映させることを目的に、5年間で2回実施しています。
実施期間	平成27年1月
対象	町内に居住する20歳以上の方2,000人
回収率	45%
概要等	・満足度が低い取り組み 「公共交通の利便性」「商店街の整備」 ・重要度が高い取り組み 「防災対策」「地域医療」 ・2年前から満足度が低下した取り組み 「商店街などの整備」「地域医療の充実」「公共交通」 ・2年前から満足度が向上した取り組み 「地域コミュニティの活性化」「子育て支援」

	中学生アンケート
目的等	中学生が感じる芦屋町への意見や提案、「将来こんな町にしたい」といった未来への提言をいただきました。まちづくりに関心を持ってもらうとともに、郷土心の醸成につなげようという目的もあります。
実施期間	平成27年6月
対象	芦屋中学在学生徒 2,3年生 270人
回収率	100%
概要等	・自分が町長になったらやりたい取り組み 「学校の整備」「交通の利便性向上」「イベントづくり」「遊べる場所づくり」「店を増やして商店街を活性化」 ・まちに対する好感度 60%(非好感度 10%) ・芦屋町への永住希望 住み続けたい 25% 住み続けたくない 25% どちらともいえない 50%

	住民ワークショップ(まちづくりワークショップ)
目的等	「まちの宝探し」というテーマで、「変えたいところ(弱み)」「伸ばすべきところ(強み)」について、4つのグループに分かれて意見を出し合いました。
実施期間	平成27年6月～8月 4回
参加者	公募や各種団体からの推薦等 25名
ファシリテーター	役場職員 8名
概要等	・様々な業種・年代の方々に参加いただき、活発な意見交換があり、たくさんの具体的な提案が出されました。 ・参加された住民のみなさんからは「ワークショップは意見がだしやすかったため、今後も積極的にやってもらいたい」「出された意見をひとつでも多く実行してもらいたい」「様々な方々の意見を聞けたこと、顔見知りになれたことは有意義だった」などの感想をいただきました。

	各種団体意見交換
目 的 等	町内で様々な活動を行っている各種団体の代表の方に集まっていただき、団体活動の視点から、「町と一緒に取り組みたい活動や取り組みができる活動」、「町の良いところ・悪いところ」、「まちづくりへの提案」などをテーマに意見交換を行いました。
実施期間	平成 27 年 9 月
対 象	15 団体 [産業振興] 商工会、観光協会、農事組合、遠賀漁業協同組合 [コミュニティ] 区長会、婦人会、老人クラブ連合会、文化協会、体育協会 国際交流協会 [教育・福祉] 社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、四校 P T A 連絡協議会、青少年健全育成町民会議、人権・同和教育研究協議会
概 要 等	[共通する課題や意見] ・参加者の固定化、高齢化 ・がんばっている人や団体等を評価する仕組みも必要 ・やりがいを感じてもらえるような取り組み（多少のインパクト）も必要 ・町民が町のよいところを知らない。 ・町の P R が重要

	後期基本計画策定審議会
目 的 等	これまでの取り組みの中から出された意見や提案をもとに、今後 5 年間にやるべき取り組み等を議論しました。とくに、住民ワークショップの結果を中心に全体バランスを考慮し、合意形成を図りました。
実施期間	平成 27 年 9 月～平成 28 年 2 月
開催回数	4 回開催 ・後期基本計画の目的、これまでの取り組みについての把握 ・現状と課題を踏まえた後期基本計画の施策審議 ・素案の審議 ・パブリックコメントを踏まえた案のとりまとめ

	パブリックコメント
目 的 等	パブリックコメントとは、町の重要な計画を策定していく過程で、その目的や趣旨・内容を住民の方に公表し、住民の方の意見を出していただく手続きのことです。出された意見に対して町の考え方を回答するとともに、計画に反映できるものは素案等を修正することで対応いたしました。
実施期間	平成 27 年 12 月～平成 28 年 1 月 1 ヶ月間
実施方法	・町の広報に概要を掲載 ・町のホームページに詳細版を掲載 ・町内の各施設に素案（全文）とわかりやすくまとめた概要版を配置 ・審議会委員が所属する各種団体、ワークショップや団体意見交換に参加いただいた方が属する各種団体、中学生などに概要版を配布

3 芦屋町総合振興計画審議会条例

○芦屋町総合振興計画審議会条例

昭和45年 3月31日条例第10号

改正

昭和53年 6月13日条例第51号

平成 9年 3月24日条例第 3号

平成11年 3月24日条例第 3号

平成17年 2月18日条例第 2号

平成20年 9月25日条例第33号

芦屋町総合振興計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び所掌事務)

第2条 町長の諮問に応じて、芦屋町の総合振興計画に関する必要な事項の調査及び審議を行うため、芦屋町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、専門的知識を有する者及び町民の中から、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。ただし、任期中であつても委員が任命されたときの要件を欠くにいたつたときは、当該委員はその職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条 審議会の会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 会長が所掌事務の専門的な調査及び審議の必要を認めたときは、審議会に部会をおくことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織し、部会長は部会委員の互選によつて定める。

3 部会長は、部務を掌理し、部会における調査及び審議の経過並びに結果を審議会の会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代行する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年6月13日条例第51号)

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日条例第3号)

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年2月18日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月25日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。(後略)

4 芦屋町総合振興計画審議会委員

[敬称略・順不同]

氏 名	選出団体	備 考
石川 智雄	区長会	会長
岩本 浩	住民参画推進会議	
仁田原 真穂	婦人会	
伊藤 亜希子	教育委員会	
安部 知彦	社会福祉協議会	
石松 貢	老人クラブ連合会	
浅井 陽子	子ども・子育て会議	
木原 保則	農業委員会	
中西 隆雄	漁業協同組合	
野添 光弘	観光協会	副会長
黒山 敏治	商工会	
藤崎 英毅	都市計画審議会	
川上 登美江	行政改革推進委員会	
内海 猛年	芦屋町議会	
貝掛 俊之	芦屋町議会	
新郷 綾子	一般公募	
田中 信代	一般公募	